

小右記訓読稿 第五編 (三)

松原 輝美

古日記輪読会

大原 一輝 松原 一義

池下美代子 井川 昌文

北原 峰樹 大森 芳江

蓮井 宣昭

凡 例

一 本訓読のテキストとしては、大日本古記録所収の小右記(東京大学史料編纂所編、岩波書店、平成四年三月、第三刷)を用い、本文に疑問がある場合は、増補史料大成所収本(同刊行会編、臨川書店、昭和四〇年九月)、内閣文庫蔵本を適宜参照した。

一 大日本古記録所収の小右記に見える推定部分については、特

に異論がない限り、その推定に従った。

一 漢字はできるだけテキスト通りとしたが、常用漢字については、ほぼ新字体に改め、異体字もほぼ通用字体に改めた。

一 「てへり」は、もとの形に改めて、「といへり」と記した。

一 また、次の読みに相当する漢字は、読解の便のため、以下のようにほぼ仮名書きに改めた。

惟||これ 是||これ 之||これ 其||それ 厥||その 夫||その
の 抑||そもそも 弥||いよいよ 各||おのおの 交||こもごも
も 傾之||しばらくして 小選||しばらくして 少選||しばらく
くして 少時||しばらくして 小時||しばらくして 良久||や
や久しく 且||しばらく 暫||しばらく 忽||にはかに 尚||
なほ 猶||なほ 太||はなはだ 一向||いつかう 聊||いささ
か 白地||あからさまに 奉為||おほんため 許||ばかり 嗟
呼||ああ 宛||あたかも

一 小見出しは、「」を付して示した。

一 割り注は、へゝを付して示した。

一 人名の傍注は、()を付して示した。

一 年月等を補う時は、へゝを付して示した。

一 欠損文字あるいは判読不明文字については、大日本古記録所収本に従い、□もしくは□:□(二字以上)のような形で示し

た。

一 判読不明の部分については、原文のまま記しておいた。

一 なお読解の便のため、重要項目には注記を付し、本文の後に一括掲示したので、参照されたい。なお、注記は、角田文衛監修『平安時代史事典』（平成六年五月、角川書店）による場合は、その出典を明記しなかった。

寛弘九年 秋 長和元

七月

〔三十講 結願の事〕

五日、辛未。参内すへ午の三剋。大納言（藤原）齊信・中納言（藤原）行成政に着き、侍従所に参入す。中納言（源）俊賢・（藤原）忠輔、参議（藤原）懐平・（藤原）正光参入す。件の卿相相共に左府（藤原道長）に参る。三十講の結願に依る。卿相堂前の座に着くに、相府右宰相中将（藤原兼隆）を以って示されて云ふ、「今朝いささか所見有るも、其の後記心地宜しからず、早に謁すること能はざるも、相扶けて対面を給ふべし」といへり。今日勸学院、へ脱アラン。『小記目録』ニ勸学院大般若経転

読ノコトアリ。

〔左府の所労大般若読経を祈り修するの事〕

興福寺の僧綱已下十五口を以って、寢殿に於いて不断の大般若読経を修す。遙かに三十講の所より、諸卿見遣るに、行香無し。彼の読経発願の後、相府三十講の堂前の座に出で着きて、談ぜられて云ふ、「所労漸く以って平復す。而るを時々心神宜しからず。久居ははなはだ苦しく、股の肉削るが如し。腕は然らず」といへり。顔色を瞻るに、一日より頗る肥ゆ。大嘗会の拔穂使・大祓り・参河神服・阿波鹿妙御服等の事を申し合はすに、快く報答有り。今に至つては退辞せらるるの心無きに似る。雑事言談の間、大雨雷鳴。しばらくして雨止み天霽る。講説・論義諷誦有り。講師は律師実誓、問は律師懐壽。諷誦の後、相府簾の中に入り、卿相行香す。次いで雲上の侍臣及び諸大夫祿へ祿の絹紙に裏み文を加ふ。米文の若きかを取り、申の終りの剋退出す。

〔大嘗会の拔穂の事並びに服鹿妙御服等の事〕

拔穂の事・神服・鹿妙御服の事等、早に国司に仰せ、申請せしむべく、彼の国解を以って先に奏聞を経、定め申すべきの由、相府に於いて便ち左中弁（藤原朝経）に仰せ了んぬ。此の趣き左府に

先に申し了んぬ。

「阿闍梨真円並びに同心誉等の弟子鬪戦の事」

阿闍梨真円・阿闍梨心誉の弟子の童子^⑤等、昨日鬪戦す。真円の弟子の戒尊、心誉の弟子の童子の為に殺害せられ了んぬ。件の戒尊は学聖又真言を習ふ者と云々。又心誉の弟子矢に中りて死去すと云々。真円・心誉は一乗寺の大僧都故穆算の弟子なり。一室親昵の人なりと云々。左府別当(藤原懐平)に示し、使の官人を事の発る所に遣り、日記せしむ^⑥。心誉の申すに依る。而るを戒尊殺害せらるるの事を注し、心誉の弟子の事を記さず。仍つて相府の気色不快^⑦。件の日記別当に返し授く。堂前に於いて見る所なり。今日参入の卿相、大納言斉信、中納言俊賢・行成・(藤原)時光・忠輔、参議懐平・兼隆・正光・(源)経房・(藤原)実成・(藤原)通任、右三位中将(藤原)頼宗。

「皇太后宮左府より、本宮に還御の事。付御車の時侍従を催すべきや否やの事」

大外記(菅野)敦頼朝臣云ふ、「明日後日皇太后(藤原彰子)の行啓有るべく、御車に御すべし。御輿に非ざるの時、侍従催すべきや否や、宮大夫へ(源)俊賢に触るるに、其の答分

明ならず」といへり。予答へて云ふ、「上達部供奉すべきの由、戒め催し有り、何ぞ況んや侍従をや」と。敦頼朝臣承諾す。

七日、癸酉。喚使申して云ふ、「明日皇太后宮の行啓を催すべし。大外記敦頼朝臣の申さしむる所」といへり。供奉すべき由を仰せ了んぬ。

「左大臣の表勅答の事。御晝日を書かざるの事。許さず。今案ずるに、病に依る上表は、平復の後今勅答有り」

八日、甲戌。未の剋ばかり内豎来りて云ふ、「頭弁(源道方)伝へて云ふ、『只今参入すべし』」といへり。また書状有りて云ふ、「左大臣の表の勅答の事に依るなり^⑧。早に参るべし。内記の参るは、内々の戒め仰せに依る。但し今夕皇太后宮の行啓有るべし。彼の事以前に此の事有るべし」といへり。予すなわち参入すへ未の三剋。陣の座に候し、隨身を以つて頭弁を尋ねしめ、参入の由を奏せしむ。帰り出で、左大臣の上表を給ひて云ふ、「辞通する所の事等へ大臣の職、並びに官の文を見る事、隨身等の事なり^⑨」許さざるの勅答を作らしむべし」といへり。仰せを奉じ了んぬ。外記を召し、大内記(大江)為清朝臣を召さしむ。即ち参り来るに、左大臣の表を下し給ひ、勅語を仰す。しばらくして勅答の草

を作りこれを進る。見了りて御所に進み、頭弁を以つて奏聞せしむるの次いでに清書御晝日の事を問ふに、頗る不詳の答有り。仍つて天氣に候せしむるに、或は御晝日有り、或は内記を以つて書かしむ。文せしむるに依り御晝有るべからずと。村上の康保三年三月二日の御記を見、又故殿の天曆十年九月二十八日の御記を見て、子細頭弁に指示し了んぬ。草を返し給ふ次いでに仰せて云ふ、「清書せしめよ。但し康保等の例に依り、御晝有るべからず。内記に日を書かしむべし」といへり。陣に復し、清書せしむべきの由を仰す。又日を書くべく仰す。即ち清書しへ黄紙に書くこれに奉るに、日を書かず。内記思ひ失す。仍つて返し給ひ、日を書き入れしむ。また御所に就き、同人に付し奏覽し了りて帰り出で、御覽じ了るといへり。陣座に復し、すなわち退出す。

〔皇太后宮行啓の事。府より枇杷殿に帰り給ふ。糸毛の御車〕

乗燭皇太后宮へ左府へに参る。今夜本宮へ枇杷殿へに還御し給ふ。邪氣を調伏の声有り。靈物未だ去らざるか。上達部の饗西対の南の唐庇に在り。侍従の饗は西の中門の北廊に在り。殿上人の饗は同じ対の西廊に在り。大夫俊賢云ふ、「相府今暁より惱氣有り。仍つて出で給ふべからず」と。下官に勧めて饗の座に着かしむ。

卿相へ中納言俊賢へ大夫・忠輔、参議経房・実成、左三位中将

(藤原) 教通(権大夫)、右三位中将(藤原) 頼宗と同じく着く。一両巡の後、公卿已下、侍臣・諸衛、並びに官司・侍所の人等、祿を給はるに差有り。亥の初御車へ糸毛を寄す。右近中将候せず。左少将(藤原) 忠経を以つて仮に右と為し、次いで陣に候せしむ。これ相府の行はるる所。本宮に於いて卿相の名調、臨終罷り出づ。

〔深更の苦熱隨身に狩胡録を負はしめざるの事。馬副又四人と云々〕

今日の行啓已に深更に及び、また苦熱を極むるに、隨身等に狩胡録を負はしめず。馬副又四人なり。

〔主上惱御の事〕

十三日、己卯。(藤原) 資平去夜内の宿りに候し、今日退出して云ふ、「主上(三条の天皇) 夜半ばかり悩みおはします。熱発せしめ給ふかと云々。今朝未だ驚きおはしまさざるの前に退出し、案内を承らず」といへり。

〔左府の所労又更めて発するの事〕

又云ふ、「左僕射昨日申の剋ばかり発し煩ひ給ふと云々。勅使を

遣はさると云々。伝へ聞くに皇后宮（藤原成子）諸社に幣たてまつる」と云々。聖上の不予の事、案内を右衛門督（藤原懐平）に取るに、内より示送して云ふ、「殊なる事おはしませず。女房云ふ、『御風病発御』と云々。十六日より文慶を以つて御修法を行ふべし」と云々。

〔匡衡卒するの事。名儒比肩する人無しと云々〕

十七日、癸未。昨夕丹波守（大江）匡衡卒すへ年。当時の名儒人比肩する無く、文道滅亡す。匡衡教官を帯ぶ。所謂式部大輔・文章博士・侍従・丹波守等なり。丹波守は主基国なり。

〔御薬の事〕

御薬の案内^四、書状を以つて頭弁に問ひ遣るに、返状に云ふ、「十二日亥の時より、隔日に御薬の氣有り。昨日申の剋以後、終夜悩み煩はしめ給ふも、只今は平らぎ損ぜしめ給ふに似る。已に瘧の病の如し。仍つて権僧正（慶円）並びに明救・院源僧都等を以つて、御修法已に行はる」と。侍者興福寺の権別当扶公来り談じて云ふ^四、「去夕左相国参内せらるるの車に、阿闍梨心管合ひ乗る。心管扶公に謂ひて云ふ、『予の行啓に扈従せる、相府深く喜悦せらる』と云々^四。午の後参内す。御薬を承るに因る。右

大臣（藤原顕光）・内大臣（藤原公季）・侍従中納言（藤原行成）・尹中納言（藤原時光）・右衛門督（藤原懐平）・左宰相中将（源経房）・左兵衛督（藤原実成）・修理大夫（藤原通任）等参入し、皆殿上に候す。右金吾（懐平）近く候し、示して云ふ、「今日は尋常におはします」といへり。酉の剋罷り出す。

〔主上発御の事〕

二十日、丙戌。按察（藤原隆家）内より書を送りて云ふ、「午の二剋発し給ふ」といへり。予物忌に依り参内すること能はずへ物忌を覆推せしむるに、外行不快といへり。仍つて参入せざる所。申資平参内せしむ。候宿せずと雖も、辺に就きて案内を取る為。申の剋ばかり資平来りて云ふ、「頭弁同車し左相府に参り、御読経の僧名を定め申され^四、頭弁執筆す。頭弁云ふ、『御邪氣の疑ひ有り^四、甚だ悩み苦しませ給ふも、未の剋に臨んで平復し給ふの氣有り。然れどもなほ悩ましめ給ひ、怖畏無きに非ず』と。案内を右金吾の乳母に取るに、其の報に云ふ、「午の三剋発し給ひ、未の終りばかり醒め給ふ。其の後御寝有り」といへり。

〔御薬の事〕

二十一日、丁亥。資平内の御物忌に籠候するに、御薬の案内を問

ひ遣る。去夕資平を以つて、右金吾の乳母に達するに、其の返事に云ふ、「昨午の三剋発し給ひ、覚め給ふ後御心地なほ不快といへるに、今日も惱氣おはしまし、御邪氣相交るか」と云々。(大江) 景理朝臣の伝へ談ずる所なりといへり。明日有駿の僧等参入し、同心に力を合はせ、加持を奉るべし。また二十四日より不断の般若御読経を行はるべし。又々種々の御祭及び御祓等行はるべしといへり。

〔資平(17) 主上御膳に着き給はず、昼の御座におはします。苦熱に依るか〕

此の納言(隆家)清賢を以つて告送の体、金吾の乳母の報の如し。御膳聞こしめさすと云々。晚景資平内より退出して云ふ、「右衛門の乳母云ふ、『昨日未の剋覚め給ふ。然れども通夜悩ましめ給ひ、今日不快。御膳一切聞こしめさず』と。頭弁云ふ、『午の剋ばかり、御心地宜しき由を仰せらる』といへり。明日、頭密の僧等二十人勅召有り、払暁参入、御加持を奉仕、法華経を転読し、祈誓を奉るべしと云々。孔雀経の法(18)を行はるべし」と云々。

〔資平弁官を所望の事。付兄弟相並ぶ間の事。但し一人は人の猶子と為るの事〕

左大弁(藤原説孝)播磨を望むべしと云々。尚書の昇進、次第に懇望すと云々(19)。資平の事皇太后宮に啓せしめんと欲す(20)。これ左相国に達すべきの料なり。明日大内に参会すべきの由、左宰相中将に示送す。而るを今夕来向するに、資平の雑事を相示し、皇太后宮に啓せしめ、宮より相府に申さるべしと。但し此の如きの案内は、便ち相府に申すべきの由、相談じ了ぬ。宰相中将云ふ、「今夕相府云ふ、『病に沈むの間、悦ばるる人々、五人の由、近日聞く所。はなはだ奇なる事なり。中宮大夫(藤原道綱)・右大將(藤原実資)は然るべからざるか。更に信ぜざる所。本尊称へ給ふべし』』といへり。今気色を見るに、信受せざるに似る」と。下官とかくを答へず。言外なり。按察・右金吾・匠作(藤原通任)三人の事は、信受せらるるに似ると云々。夜闌けて退去す。権左中弁(藤原)経通は資平の兄なり。今に至つて資平下官の子と為る。仍つて従兄弟と為るべきの故に、申さしむる所なり(21)。

〔近衛司兄弟相並ざる間の事〕

齐信・(藤原)道信これ兄弟なり。而るを道信大入道殿(藤原兼家)の戸に入る。仍つて齐信・道信共に左近中将に居る。近きに其の例有り。

〔主上発し給ふの事〕

二十二日、戊子。今日御当日なり。仍つて早に参るへ巳の四剋。中納言（藤原）頼通・（藤原）隆家、参議懷平・通任等祇候す。彼是鬼の間に在り。予進み到りて案内を問ふに、人々云ふ、
「一昨巳の剋より発し給ふべきの氣有り。而るを今日巳に氣色無し。早速より、御修法の阿闍梨等、及び有験の僧綱已下二十余人、御前に候し、加持を奉仕、法花経を転読す」と。左相府参入し、鬼の間に於いてや、久しく清談す。其の後予殿上に候するに、午の四剋発し給ふ。相府殿上に出で、命せられて云ふ、「御手ばかり振り給ふ。軽く発し給ふに似る」と。頭弁云ふ、「一昨極めて重く発し給ふも、今日はなほだ軽くおはす」といへり。

〔大嘗会の行事の上卿御読経の僧名を奉行せざるの事〕

又云ふ、「二十四日より七箇日、不断の法花経を行はるべし。御読経の僧名、若し下し給ふべきや」と。予答へて云ふ、「大嘗会の事を行ふの上卿は便無かるべきか」と。仍つて他の上卿の参入を待つに、しばらくして大納言齐信参入す。即ち僧名、齐信卿権左中弁経通に下す。右大臣、大納言（藤原）公任、中納言俊賢・行成・忠輔、参議兼隆・実成・（源）頼定等、殿上の座に候す。三位中将二人、直衣を着け台盤所に在り。左府御修法今二壇ばかり

り行はるべきの由、定め申さるるなり。今種々の御祭等有り。仁寿殿に於いて権僧正（源）頼朝に相逢ふて、雑事を談ず。今夜式部卿宮（敦明親王）参入せらるべく、侍臣御供に候すべきの由、仰せ事有りと云々。中納言隆家・参議懷平彼の共に候すべしといへり。

〔主基国の丹波国司卒去の事。他の国に改めずと云々〕

今日殿上に於いて予に問ふ。「丹波守（大江）匡衡卒す。前例有りや。已にこれ主基の国なり。如何」といへり。答へて云ふ、「国司卒去すと雖も、国を改めらるべからざるか。其の国を定め、郡司を卜定す。また何ぞ改易あるや」と。相府の案拠る所無し。宿に帰り、前例を尋ね見るに、藤原高堪承平二年正月近江守へ悠紀国（源）頼朝に任じ、同年十月卒す。伴保平承平二年十一月二十六日任ずと。後日左宰相中将云ふ、「右府右宰相中将に示して云ふ、
『主基国司卒去す。彼の国他の国に改めらるべきなり』」と云々。鴻濤の事なり。

〔主上発し給ふの事〕

二十四日、庚寅。今日御当日。仍つて参入すへ午の四剋。御加持の声甚だ高し。彼是の侍臣云ふ、「午の二剋発し給ふ。一昨よりまた軽く発し給ひ、未の剋の中に醒め給ふ。御加持の僧一昨

日の如く、今日御在所に於いて不断の法花経の御読経を行はる。午の剋発願。行香無し」と。今日参入の卿相、右大臣、大納言齊信・公任、中納言俊賢・隆家・行成・時光、参議懷平・経房・実成・通任・頼定等なり。隆家・懷平・通任三人、宿衣を着け鬼の間辺に候す。齐信卿、御読経の事を行ふに依り、発願以前に参入すと云々。予申の剋退出す。これより先、諸卿多く退出す。今夜より、阿闍梨証空・念覚等を以つて、御修法を行はるへ証空は大威徳。念覚は降三世法。、、式部卿宮親王の修せしむる所と云々。

二十五日、辛卯。春宮大夫齐信卿前加賀守朝臣へ(源)兼澄を使にて、唐曆一帙、第七卷を注送す。件の事前日の清談の次いで的事なり。

其の文裏に注す。唐曆一帙七卷。

景戌(唐の太宗の貞観十七年四月七日)。雄の雉有り、東宮の顕徳殿の前に飛集す。太宗群臣に問ひて曰く、「これ何の祥ぞや」。褚遂良对へて曰く、「昔秦の文公の時、童子有り。化して雉と為り、雌は陳倉に鳴き、雄は南陽に鳴く。童子の言に曰く、「雄を得る者は王、雌を得る者は覇」と。文公遂に以つて宝鶏の祠を為る。漢の光武雄を得、遂に南陽に起ち、而して四海を有つ。

陛下は旧秦の王、故に雄雉秦の地に見るは、明德を彰表する所以なり」と。太宗悦びて曰く、「立身の道に学無かるべからず。遂良の博識、深く重んずべきなり」と云々。唐曆を引見するに、既に相違無し。主上御瘧の病発し給ふべからざるの日、先日甲乙の日を占ひ申すといへり。

「主上昨日発し給はず。吉平御占の事に依り祿を給はるの事」

二十七日、癸巳。資平内より退出して云ふ、「昨日(安倍)吉平を召し勅祿を給ふ。蓋しこれ占ひ申す所の相当るなりへ昨日発し給はざるの故」と。また云ふ、「昨日右衛門乳母、即ち事の由を奏聞するに、仰せ事有り」と。子細を記さざるのみ。今朝左相国堅き御物忌。邪氣の所労と云々。

八月

「日蝕の事」

一日、丙申。日蝕曆に叶ふ。但し一時相違しへ未の剋虧初め、申の剋末に復す。仍つて一時相違す了んぬ。

〔大嘗会の大祓使発遣の間の事〕

六日、辛丑。左中弁（藤原朝経）大祓使を發遣の日時の勘文へ今月八日。時巳午（）を持ち来る。官符を作らしむべきの由を仰するに、弁云ふ、「彼の日は臨時の奉幣の日なり。政無かるべし。これを為すこと如何」と。答へて云ふ、「彼の日官符を造り、十一日は考定政有るか。其の次いでに捺印し、同日發遣するに、何事か有らんや」。十一日勘申して云ふ、「奉幣儲けの日、神事に依る吉日か」と。重ねて（安倍）吉平朝臣に問ふに、吉日の由を申す。彼の日請印し、即ち發遣するに、難無かるべきか。式の如くば、上旬發遣すといへり。去年年度の祓使を遣る。今般に至つては臨時の儀有り。去年の祓の事は知らず。大嘗会に依り行事を延ばし、殊に發遣せらるる所なり。中旬に及ぶと雖も、式に違ふと謂ふべからざるか。下旬の大祓、天神地祇に奉幣の使、去年發遣したんぬ。今年下旬の大祓並びに奉幣の使等の事重畳するに似るべきか。案内を相国に候すべきの由、相含め訖んぬ。

〔月の下旬の大祓の事。大嘗会〕

七日、壬寅。左中弁来りて云ふ、「当月下旬の大祓の符案を尋ね出し、即ち符案を持ち来る。其の文に云ふ、太政官符近江・伊賀・伊勢等の国司、右神祇官の解を得、大嘗会に供奉するに依り、

更めて備後国並びに大神宮等を祓へしめんが為、件の人を定め、

例に依り申し送ること件の如しといへり。国宜しく承知し、件に依りこれを行ひ、符到らば奉行せよ。年月日。駅鈴は一口（三刻）。今件の符案の如くば、大嘗会の事に依り、国を祓へ清むるに似るなり。大神宮等なほ下旬の大祓を行はるべきかといへり。予答へて云ふ、「符案の如く、尤も祓へ清めらるべし」と。又弁云ふ、「神祇式は近江・伊勢の二箇国を載せ、儀式は三箇国を載せ、符案は同じく三箇国を載するは、未だ其の意を得ず」と。予答へて云ふ、「路の次いで伊賀・伊勢なり。但し尋常の往還の路は近江を用ゐる。仍つて三箇国を祓へ清むるか。なかならず符案は三箇国を載す。然れば三国の例に依るべし。又伊勢に往還の路は伊賀・近江等を用ゐるの故か。事等未だ左府に申さず。今日事の由を申し、彼の報を伝ふべし」といへり。またまた子細を含め了んぬ。一日近江・阿波の国解、並びに神祇官勘申の式文、同官の大祓使差し文等持ち来る。国解・神祇官の勘文等は留め了り、大祓の差し文は見了りて返し給ふ。但し下旬の大祓の案内は、左府に申すべきの由、相示したんぬ。右中弁（藤原重尹）来り、主基の雑事を陳ぶるも、違記すること能はざるなり。

〔式部卿宮内より退出し給ふの事〕

資平云ふ、「式部卿宮(敦明親王)巳の剋ばかり内より出で給ふ。中宮大夫(藤原道綱)御車の後に候す。修理大夫(藤原通任)を以つて左府(藤原道長)の車を借らる。若し仰せ事か。彼是云ふ、「中宮大夫の車を用ゐらるるに、何事か有らんや」と。皇后宮大夫(藤原隆家)・修理大夫祇候す。殿上人仰せを廻らすと雖も参入せず。ただ君達に非ざるの侍のみ祇候す。左中弁結政に参るの間、忽に参り候すべきの仰せ有り。祇候の君達の侍臣、左中弁朝経・右馬頭(藤原)兼綱・(藤原)資平等のみ。君弱く臣強きの間、朝威無きに似る。歎息々々。今夜中宮初めて上の直廬に渡ると云々。今日、神祇官署大祓文を進む。官符を道々に給ふべし。印を用ふべし。早に上卿に仰せられしむべきの事、左中弁を以つて奏せしむ。但し先に左府に申し、其の処分に随ふべきのみ。

「昨日の除目の事」

十二日、丁未。昨の除目の事右金吾將軍(藤原懷平)に問ひ遣るに、報じて云ふ、「昨日参入の卿相、左大臣、大納言(藤原)齊信、中納言(源)俊賢・(藤原)隆家・(藤原)忠輔、参議(藤原)正光・(藤原)実成・(藤原)通任着座す。卿相日入るの後官より陣に参り、夜に入り旧吏の申文九枚・成功者の申文一枚

へ(藤原)頼方朝臣を擇び申す」といへり。

右大弁(藤原朝経)来るに、束帯して相遇ふ。大弁進拝し、予答拝す。暫らく清談の間、丹波守(源雅通)・右中弁(大江)景理等来るに、右大弁退出す。丹波守・景理等進拝し、余又答拝す。や、久しく清談するに、木工頭(大江清通)来り、廊の外に於いて拝礼し、相談話す。雅通・景理退去の後、清通雑事を陳べ、晩に臨んで去る。其の後右中弁・権左中弁(重尹)来るに、相逢ふ。今日右大弁・権左中弁、吉服を着す。件の兩人、先日大嘗会の行事と為るに依り、吉服を着し、未だとかく有らざるの間、なほ本の装束を改めざるか。右大弁今に至つては会の事を行ふべからず。大弁物の行事と為るは聞かず。また悠紀の行事は左中弁の官を以つて行事と為し、主基は右の弁を以つて行事と為す。而るを重尹権左中弁に転ずるも、これ本主基の行事なり。これを為すこと如何。

「悠紀・主基の行事の弁大弁を以つて悠紀の行事と為す間の事」

今朝史(直)是氏を召し、代々の大嘗会の行事の弁史等を勘申すべきの由を仰す。但し安和の例を尋ね見るに、悠紀の行事は右中弁(藤原)濟時・右少弁(菅原)輔正。前例は各弁一人なり。而るを二人有るは如何。或云ふ、「濟時所勞有るの間、右少弁輔

正を加へらる」云々。右弁を以つて悠紀の行事となすこと、今件の例の如くば、左右を論ずべからざるか。

「右弁を以つて悠紀の行事と爲し、左弁を以つて主基の行事と爲すの事」

十四日、己酉。早且史是氏大嘗会の行事の弁の勘文を進む。悠紀所、右中弁菅原朝臣資忠へ寛和二年⁸⁹。右中弁源朝臣唱へ寛平九年⁹⁰。右中弁平朝臣季長へ仁和四年⁹¹。主基所、左少弁藤原朝臣佐世へ仁和四年⁹²。仰せしめて云ふ、「悠紀・主基両方に右中弁の行事の例有り」と云々。尋ね勘へしむべきの由を仰す⁹³。又仰せて云ふ、「安和の例、右少弁菅原輔正を以つて悠紀の行事と爲す。勘申の例と合ふ」と。是氏申して云ふ、「件等の例、外記をして勘申せしむるなり。またまた勘申せしむべし」といへり。

「主上また悩みおはすの事」

資平内より罷り出でて云ふ、「昨日酉の剋悩みおはす。其の体前日の御薬の如く、夜深く尋常に復す。御占に云ふ、『御邪氣』といへり。去る七日より、聖体日を隔て、不予、なほ御邪氣か」と云々。皇太后宮大夫（源俊賢）示送して云ふ、「聖体尋常の如し」と。又右衛門督（藤原懷平）示送して云ふ、「今朝御前に候

するに、仰せらるるの事等有り。御気色例の如し」といへり。権僧正（慶円）に問ひ遣るに、其の報に云ふ、「瘧の病発しおはすなり。今日更めて殊なる事おはさず」といへり。（藤原）頼任朝臣左相府の命せを伝へて云ふ、「大嘗会の行事の弁の事、早に奏し定めらるべきなり。弁必ずしも左右に依らず、右の弁を以つて悠紀と爲し、左の弁を以つて主基と爲すの例、間存す」といへり。其の例等云々は、追記する能はず。但し左中弁経通へ悠紀・権左中弁重尹へ主基行事と爲すべきかといへり。右中弁景理は新任の者なり。理相当と雖も、案内を知らざるかといへり。然るべき事なり⁹⁴。

十七日、壬子。右少弁（藤原）資業一日の宣旨の目録を持ち来る。束帯の間に依り、相逢はず。伝へ申さしめて云ふ、「御馬逗留の事、使を召問せしむるの処、申して云ふ、『駅家の国供給を遞送せず。郡司隠遁して相会はず。押署を請けず』」といへり。参内し聞くべきの由を答へ、午の剋ばかり参内す。定め申すべきの事有るに依る。今朝外記（菅野）実国参り来るに、今日の諸卿の参不の事を申さしむ。重ねて陣腋に於いて、案内を問ふに、諸卿未だ参らず。仍つて殿上に参上し、やや久しく祇候し、未の終り陣の方に向ふの間、左少弁（高階）積善射場に於いて、今日御

馬左馬寮に牽かざるの解文^四を進む。予即ち藏人(藤原)頼祐に付して奏聞す。左府今日の定め依り、昨日より直廬に候す。小臣陣に候するの間、内大臣(藤原公季)、大納言(齊信)、中納言(俊賢・隆家)参入す。予壁後に出でて、頭中将(藤原公信)に相逢ひ、大嘗会の行事の弁の事を案内するに、驚きを奏すべきの由^四を答ふ。しばらくして帰り出で勅を伝えて云ふ、「悠紀の行事(藤原)経通朝臣・主基重尹朝臣元の如し」といへり。即ち左少弁積善に仰せ了んぬ。また史是氏を召し、経通朝臣吉服を着し参入すべきの由を仰す。奏せしむべき事有るに依るなり。真衣野の御馬逗留の事、資業に問ふに、今朝来り申す如く、答へて云ふ、「国解の文は使監牧^五姓^六丸と注す。而るを逗留の解文に他人の署有り」と。其の由を問はしむべし。又申す所の趣き、申文に注し申さしむべきの由、これを仰せ了んぬ。

「大嘗会の間の定め事。付参議無きに依り詞を以つて定めしむるの事。今案するに、今日冷泉院の国忌法事有るに、事を行ふか」左大臣殿上より仗頭に向ひ、大嘗会の事を定め申さんとするも、参議皆悉く故障を申して参入せず。左府云ふ、「右衛門督・左宰相中将(源経房)指したる故障無くば、参入すべき由、重ねて仰せしむべし」といへり。余壁後に出でて、外記実国を召し、これ

を仰すに、申して云ふ、「只今所勞有るの由を申す」と。重ねて相扶けて参るべきの状を仰せ了んぬ。陣に復して且つ案内を申すに、彼是云ふ、「参議無しと雖も、主詞を以つて定め申す事、何事か有らんや^四」といへり。

「近江国申す拔穂使遣はし下さず。国司問^マ拔き上ぐるの事」仍つて下官近江・阿波の国解並びに神祇官勸申の式文等を以つて左府に奉る。

「阿波・参川等国申す御服等去年織り進り了れば、重ねて織るべからずの事。已上定めに在り」

又三河国申す神服の料の糸の事、国解無しと雖も、事一同に依り、定め申さるべきなり。件の仰せ詞彼是に告げ、文書等見下し了るに、各々申さず、また相議し申すべきなりと云々。近江国申す拔穂の使を停められ、町満の田^三町卜定せらるるの後、国司抜き進るの事を注申す。諸卿申して云ふ、「去年稲実公・歌の男女等を卜定す。但し神祇官・国司相共に田頭に臨み、拔備すべし。又八神を祭るべく、其の座を造るべし。国司一人其の事を専らにすべからず。拔穂使数日経廻る事^四、稲実公・歌男歌女を卜定するに依る。而るを去年卜定し了れば、数日を経べからず。ただ来

月上中旬の間に臨み、国司の申すに随ひ、彼の所に罷り向ひ、田を卜定し、八神を祭らば、経廻る煩ひ無かるべきの由、仰せ下さるべきか」と。阿波国申す、荒妙の御服去年織り進り了んぬ。重ねて織るべからざる事、申請の子細解状に在り。又三河国の糸の事、大略阿波に同じ。中納言俊賢云ふ、「件の両国の申す所然るべし。近江に似ず」といへり。相府同ぜらるるの氣有り。予申して云ふ、「阿波の麗妙の御服・三河の神服の糸等、当年の織物を以つて宛て用ひらるべきか。去年の汚穢に触るる物を以つて宛て用ひらるるは如何」と。相府云ふ、「去年の物・当年の物等の間、宛て用ひらるべきや否や、此の一定に依つてとかく有るべきか」と。彼是下官の申す所に同じ。俊賢卿また下官に同ず。後に云ふ、「国司の申すに随ひて事の定め有るや、事の旨式に依り行はるべきや、僉議に及ぶべからず」といへり。初めの定めめの詞に違い、諸卿式に依り使を遣るべきの由を定め申し了んぬ。但し近江国の拔穂使の事に至つては、来月中旬ばかり件の使を遣るべく、従類供給等事可被従儉約之由也。

「俊賢此の定めに預るの事。冷泉院の御服に着くべし」
今日俊賢件の定めに預るは如何。冷泉院の御服に着く者なり。

「参議参らず延引すと雖も上卿二人これを行ふの事」

今日陣有るべく、内文を覽、俊賢卿行ふべきなり。而るを参議参入せざれば、停止すべくも、多くはこれ大嘗会の大祓の使へ諸国に遣る。式文、上旬に遣ると云々の官符に請印す。俊賢卿云ふ、「汝行ふべし。吾祇候す」といへれば、承諾し了んぬ。官符左府に内覽すべし。而るを陣座に於いて気色を取るに、命せられて云ふ、「見るべからず。早にこれを行ふべし。須く先に事の由を奏し内文の事を行ふべし」と。然れども案内を左府に申すに、預雖不奏、直以所承也。

「冷泉院の御周忌の御法事の行事定めの事。今案ずるに、今日大嘗会の事有り」

左府頭中将を以つて、冷泉院の御周忌御法事の行事の上卿へ春宮大夫(斎信)を定め奏す。仰せて云ふ、「請ひに依る」と。相府斎信卿に示し、行事の弁の事を定め申さしむ。弁等転任して未だ事に従はず。仍つて左少弁(高階)積善を定め、即ち相府奏聞せしむるに、請ひに依るといへり。相府座を起ち、諸卿退出す。俊賢一人座に留まる。予請印の所司の具否を問ふに、外記実国申して云ふ、「具し候す」といへり。予南の座に着き、先に左中弁(経通)を召し、今日の定めめの事を奏せしむ。又国解等の文を付し、下

旬大被使遣はすべき事、同じく奏聞せしむ。件の使大嘗会の事に依り、大神宮を祓へ淨むべければ、必ず遣はすべきの使なり。外記を召し、大祓の官符を奉るべきの由を仰すに、即ち覽筥に盛りこれを進む。見りて返し給ふ。これを給はりて小庭に立ち、予射場に進み、頭中將を以つて奏せしむ。仰せを伝へて云ふ、「御覽じ了る」といへり。陣に復すに、実国官符を進む。予目す。仍つて退出す。次いで將監を召すに、將監(播磨)保信唯を稱し、小庭に居るへ大將の召す詞とかくを論ぜず。ただ將監を召す。自余近衛を召すに上と同じ。此の間印を宣るに、唯を稱して退出す。少納言・主鈴・近衛府等納印の櫃所に向ふへ此の間秉燭。掃部寮案を軒廊に召し、次いで少納言等案に就き、主鈴官符を執り、少納言(源)貞亮に度す。貞亮取らず、古実を知らざるに似る。余気色を示す。仍つてこれを取り、軾に着きてこれを進む。見りて返し給ふ。捺印了んぬ。印を納め案を撤すること例の如し。此の間左宰相中將參入す。頭中將公信勅を伝へて云ふ、「(源)雅通服を釈き、事に従ふべきの由、宣下すべし」といへりへ冷泉院の御服を給はる者なり。今主基の国司と為るに依るなり。

「一日の除目の間奇怪の事有るの事。相任信乃に任ずべき間の

事」昨日左府に參るに次いでに云ふ、「一日の除目の間、奇怪の事有り。陣に在るの間、右府春宮大夫(藤原齊信)に耳語するに、驚奇の気色有り。仍つて右府に問ふも、秘して語らず。再三問ふに、纔に答へて云ふ、「兵部卿(藤原忠輔)云ふ、「案内を知らざるの文書出来すべし」と云々。用意すべし」といへり。極めて奇なる事なり。先日右宰相中將(藤原兼隆)を以つて云はしむる事有り。これ中納言を返して子の(藤原)相任を以つて信乃を拜すべき事なり。件の中納言を以つて、便ち(藤原)教通を奏任すべしと云々。相任は本の任国の事未済、又放還に預らず。仍つて然るべからざる由を答へ了んぬ。而るを此の事有り。極めて便ならざる事、今此の事に就きて思慮を廻らすに、相任の謀略か。祖の為に無実の書を構え出すか。巨賊と謂ふべし。即ち兵部卿忠輔に問ふに、答へて右府に触れざるの由を陳ぶ。右府大いに驚き、責めて相争ふ由、其の間の事諸卿頤を解く。嘯嘲するに足る。事奇怪に依り、いささか注する所なり。件の書は専ら実無し。更に聞かずと云々。御齋会の行事、前例大臣行事の職掌等の人を定め奏するに、書折界奏聞せらる。而るをただ詞を以つて定め奏せらる。行事の上卿、前例を尋ねざるに似る。

二十一日、丙辰。昏に入るの間、皇后宮大夫（隆家）内より示送して云ふ、「今日尚侍を任せらるべし。其の事を行ふべし」といへり。頗る鬱々の氣有り。左中弁（経通）云ふ、「左宰相中将参入す」と。執筆の料か。若し左府の女（藤原威子）任ずべきか。

二十七日、壬戌。巳の剋空大いに鳴り、地いささか震ふ。将監播磨保信を以つて、年の預り^〇と為すべきの事、将曹（紀）正方を以つて中将雅通に云ひ遣る。明後日宣旨書を下すべきの由なり。子細は注せざるのみ。将監（下毛野）公助同じく此の望み有り。然れども申す所の理保信より劣るの故なり。

「拔穂使定め下さる間の事」

雅通の返事に云ふ、「拔穂使則政・為政等の事左府に申すに、命せて云ふ、『（卜部）則政は皇后宮の宮主、為政は中宮の宮主、次第に依り中宮の宮主為政を遣はずべし^〇』』といへり。とかくただ彼の命に従ふべきの由を答へ了んぬ。但し初めの定めを破り、為政を遣はずは如何。宮主次第に依るべからざるか^〇。頗る奇なるのみ。

「悠紀・主基の遙授官吉服を着ざるや否やの事」

悠紀・主基の遙授の官、吉服を着ざるの人々有り。近くはすなはち左宰相中将（経房）、左三位中将（藤原）教通・資平等なり。資平に至つては、上臈に引かれ、自由なり難し。仍つて今日予書を左宰相中将に送る、其の趣き此の如し^〇。「大嘗会の事、今月より専ら雑事を始行す。ただ諸国を祓へ淨むるの使両度発遣す。

「大嘗会八月より月の晦毎に祓へ行ふの事」

又今月より晦日毎に、朱雀門に於いて大祓有るべし。若しこれ潔斎の甚しきか^〇。遙授の官吉に就かるべきや否や、彼の前例や如何^〇と。鬱々^〇。巫将状を上りて云ふ、「近日諸人鬱し申す所なり^〇。只今左府に参り、執り申しとかくすべし」といへり。件の事今朝四条大納言（藤原公任）に達し、彼の三品の巫将に示さしめんとす。

九月

「大嘗会の年 御燈せざるの事」

一日、丙寅。早旦沐浴。河辺に出でて解除す。大嘗会の年御燈を奉らざるの事、諸人知らず。余又知らず。式文ただ斎王伊勢に参るの年の事と有り^〇。而るを四五年を経るもこれを奉らずと見ゆ^〇。

これ三代実録の文なり。具に故殿（藤原実頼）の安和元年の御記

(清慎公記)に見ゆ。後の為にいささか記す。件の記寛弘八年の曆に注す。

「大嘗会の事の所細に云ふ、仏事に預かり仕ふべからざるの事」

二日、丁卯。権左中弁(藤原重尹)上野国の雑物の解文・丹波国の米の解文等を持ち来る。弁の朝臣云ふ、「作物所^①の預内蔵允宇治良明は、主基の方の御物の事に預かり仕ふ者なり。而るを御齋会の行事所に召され、御周忌の仏具の勘文を進む。神事・仏事相並んで奉仕するは如何」と。予答へて云ふ、「作物所の預五人、二人はおのおの悠紀・主基の御物に預かり仕ふ。一人は主基の標所に寄る。今二人は蔵人所の方の大神宝の事に預かり仕ふ。仍つて彼等を除くの外、御齋会所の事又誰人か奉仕せんや。大嘗会の行事所はとかくを論ずべからず。十一月三十日全て以つて齋くべくも、其の外の事宜しきに随ひて進め上るべきか」と。弁云ふ、「承平の記文に云ふ、預は大嘗会の事の織手を奉じ、兼ねて御齋会の事に仕ふるの由、已に所見有り」といへり。

「殿上人前裁を掘り皇太后宮に殖うるの事。涼闇の間便無しと云々」

六日、辛未。今日雲上の人々嵯峨野に向ひ、前裁を掘り、皇大

后宮(藤原彰子)に殖うべきの由、一日左府彼の宮に於いて命せらると云々。仍つて資平彼是の催しに随ひて、餌袋に破子を調じ、早旦枇杷殿に参る。涼闇の間便無き事なり。然れども時に違ふべからざるに依り、指意し^②。権僧正(慶円)法興院司を辞するの由と云々。仍つて案内を問ひ奉るに、其の返報に云ふ、「去月二十九日辞し申す。即ち印鑑を三綱に預け^③、諷誦を修了んぬ」といへり。

「方正朝臣左府の尚侍の節供を闕如の事」

九日、甲戌。或云ふ、「左府(藤原道長)の節供(藤原)方正朝臣奉仕す。而るを尚侍(藤原威子)の節供を奉仕せず。相府大いに怒り、我が節供・所々の饗を撤せしむ」と。人々云ふ、「これ怪か」と云々。

「平座の事。付涼闇に依り見参を奏せざるの事」

後日史(直)是氏事の次いでに申して云ふ^④、「今日宜陽殿の平座の饗饌例の如し。但し見参を奏せず。涼闇に依る。中納言(源)俊賢・(藤原)忠輔卿、参議(源)経房・(藤原)実成参入すと云々。

十日、乙亥。参内す¹⁰。左大臣（道長）、大納言（藤原）道綱・（藤原）齊信・（藤原）公任、中納言（藤原）隆家、参議（藤原）懐平・（源）経房・（藤原）実成・（藤原）通任同じく参る。

左大臣申文せしむ。右大弁朝経候す。左大弁（源道方）内に候す。而るを右大弁候するは、吉日に依る初候か。申文了んぬ。大臣左大弁を召し、問はれて云ふ、「今日官奏有るべきや」と。申して云ふ、「文書具し候す」といへり。相府云ふ、「今日右大弁史以下を招き、饌を賜ふ由と云々。奏し了らば必ず黄昏に臨まんか¹¹」といへり。十三日奏有るべきの由、左大弁に仰す。しばらくして丞相雲上に参上し、予即ち罷り出ず。外記（菅原）実国式曹司の南辺に追ひ及んで申して云ふ、「左大臣の御消息に云ふ、『明日伊勢使の事行ふべし』」といへり。奉ずる由を奏し了んぬ。ト串の事を問ふに¹²、申して云ふ、「今日左府に覽じ了んぬ¹³」といへり。又内記候するやを問ふに、「内記（藤原）義忠陣に候す」といへり。明日早に参るべきの由を仰せしむ¹⁴。

「例幣のト串左府服衣を着乍ら見給ふの事。付然らざる例の事。今案ずるに、涼闇の服のみ」

十一日、丙子。後日（菅野）敦頼朝臣云ふ、「外記実国吉服を着て、ト串を左府に持参す。而るを相府服衣を着乍ら開きて見給

ふ」といへり。予故殿並びに三条殿（藤原頼忠）の例を思ふに、服の者殿内に在るの時、御冠して乗車し、門外に於いて披見し給ふ。当時相府なほ古実を知らざるのみ。

「左府の辛崎祓雨に依り延引の事」

十七日、壬午。今日左相府辛崎に於いて解除す。親昵の公卿・雲上の侍臣騎馬追従すと云々。（藤原）資平早旦来りて云ふ、「只今相府に参る」といへり。なほ愚案を廻らすに、近江国はこれ悠紀の国、他事有るべからず。拔穂使未だ国に向はざるの前、国を挙げて此の営み有るは、如何。又雨脚滂沱、往還煩を取るか。穩かならざる事なり。巳の剋ばかり、資平言送して云ふ、「左府栗田口より退帰せらる。これ甚雨に依るなり」と。衣装の濕損不來¹⁵か。或云ふ、「使を差はし辛崎に遣られ、解除を遂げらるか」と。昨日、伴正遠丹波掾の任料を并じ進めんが為、桑糸を隨身し、主基の行事所に参るの間¹⁶、雑人数多途中に於いて召搦め、馬より引き落しまさに籠めんとす。右府（藤原顕光）調凌の由申し送る¹⁷。仍って今朝案内を取るに、即ち相府の報書有り。（浅井）有賢朝臣の愁へ申しに依り召す所なりといへるも、子細を記さず。其の後史（伊岐）善政を以って、行事の家司¹⁸に案内せしむるに、伴正遠召し籠めらるは、彼未だ任料を并じ了らざるに依るなりと¹⁹。

十八日、癸未。師光朝臣云ふ、「伴正遠、去夕右府、有賢朝臣の愁へ申す物の弁文を進めしめ、其の身を免ぜらる」といへり。左中弁（藤原経通）来りて云ふ、「正遠の事、昨日次いで有り左府に申すに、案ぜらるるの旨有り」と。具には記さず。権左中弁（藤原重尹）来り、正遠の事を示す。去夕免ぜられて出づと。今に至つては何事か有らん。但し正遠愁へ申す所有るは^四、相定むるのみ。

資平云ふ、「昨日左相府の共の卿相、中納言（藤原）頼通・（藤原）隆家、参議（藤原）兼隆・（源）経房、左三位中将（藤原）教通、参議（源）頼定、雲上人六人。隆家卿相府の車の後に乗り、自余は馬に騎る。風雨相交り、在りと在る人々の裳如泥^四。前途に達せられ難かるべきの由、人々議し申す。仍つて退帰す」と云々。

〔辛崎は比叡明神の祭場たる由の事〕

或云ふ、「辛崎は比叡明神の祭場、若し戒を受くるに依り^四、騎馬の咎により向かはれ難きか」と云々。其の言駭有り々々。

〔大嘗会の大祓国忌の日行はるるの事〕

二十九日、甲午。今日の大祓の事、去夕思慮するに、国忌（醍醐天皇）の日に相並びこれを行ふは如何。夜中前例を尋ぬべきの由、史是氏に仰すに、是氏今日参り来りて云ふ、「古年中行事に、六月晦日国忌（藤原胤子）、同日大祓といへり。彼の例に依り行はるべきか」といへり。旧年中行事を引見するに、是氏の申す如くなり。即ち准じ行ふべきの由を仰すへ彼の六月晦日の国忌は、停磨早に了んぬ。又件の案内左中弁に仰す。大皇太后宮大夫（藤原）公任大嘗会の事抄出す。左相府の命と云々。今日見て送らるるなり^四。

注記

寛弘九年（一〇二二）秋 長和元年

- (1) 侍従所に参入す「侍従所（じじゅうしょ）」は、平安時代、侍従の出仕した詰所。内裏建春門の東、大内裏の外記庁（外記局）の南に在り、庖厨をつかさどる侍従厨がその東に在った。南所とも呼んだ。前記の「政に着き」の「政」は、外記政。外記局での政務を終り、侍従所に入つて饗を執つたものか。「外記政畢後、因例着侍従所」其後還着「左衛門陣」（「九曆」承平五年（九三五）九月七日の条）
- (2) 勸学院、^{、、}大般若説経を修す^二本二条に係わつて「御堂御記」には、次の記述がみえる。「五日、辛未、三十講結願、又勸学院以（興福寺）寺僧十五人、初大般若不断経」（寛弘九年七月五日の条）「勸学院（かながくいん）」は、平安京左京三条の北側に在った藤原

一門の教育機関で、大学寮別曹(べっそう)の一つ。弘仁一二年(八二二)藤原冬嗣が創設。藤原氏長者の所管で、藤原氏とともに繁栄し、一門の子弟の官界進出に寄与した。興福寺や春日神社の管轄も行った。この大般若読経も、その管轄下に於いて行われたものであろう。また、読経の行われている「寝殿」は、道長第のそれである。

(3) 拔穂使_{II}ぬきは(「ぬきは」とも)のつかい。大嘗祭の神饌の料とする稲の穂を抜きとるため、悠紀・主基両国に派遣される使。使は八月下旬それぞれの国に赴き、稲実殿を建てて稲の成熟を待ち、九月に入ると成熟した稲の穂を抜き取って稲実殿で乾燥させ、籠に入れて国郡司とともに都に持ち帰った。

(4) 参河神服・阿波産妙御服_{II}みかわじんぶく(しんぶく。じんぶく)・あわそみょうぎよふく(おんぶく)。特に大嘗祭の時、神に奉る衣服。三河国(愛知県)から奉るのを「和妙(にぎたえ)の神服」、阿波国(徳島県)から奉るのを「荒妙(あらたえ)の神服」という。朝廷からその収納のために、神服使が派遣される。「鹿妙」の「鹿」は「麤(そ)」の別体で、三つの鹿の意で、もと、はなればなれにいる鹿の群の意を表した。疏(そ)・疎(そ)に同じで、あらぬの(粗布)をいう。

(5) 童子_{II}どうじ。七歳以上元服までの幼い者で僧の弟子となった者。学びながら給仕、外出の供などをつとめる。また年齢に区別なく、剃髪せず、雑用をつとめる召使。大童子、上童子、中童子の別がある。こ、は、前者であらうか。

(6) 日記せしむ_{II}この「日記」は、事件の勘申の調書である。勘問日記。(7) 仍って相府の気色不快_{II}後に忠勤を励むに至り(七月十七日の条を参照)、兼ねてより心証の良かった心替が、事実と違う不備の申し立てをしたことで、道長の心証を損ねたものか。

(8) 左大臣の表の勅答の事に依るなり_{II}「此日有表勅答、使(源)朝任如常、上右大将(藤原実資)云々、以教通令拜」(「御堂御記」長和

元年七月八日の条)。

(9) 大臣の職、並びに官の文を見る事、隨身等の事なり_{II}この割注を「大日本古記録」は、「大臣職並見官文书・隨身等事也」と作るが、「大臣職、並見官文书、隨身等事也」とある「史料大成」に従った。

(10) 或は御晝日有り、或は内記を以って書かしむ_{II}「内記を以って書かしむ」るのは、勅答(詔書・宣命をも含む)の日付を、である。「御晝日」は、詔書(宣命を含む)の発行手続中の一段階で、天皇が中務省の申請した草案に許可の印として日付を親書することをいうが、この日付の書き入れには、天皇の親書と、中務省の品官である内記が書き入れるのと二通りあったようである。

(11) 村上の康保三年_{II}又故殿の天曆十年_{II}の御記_{II}前者は「村上天皇御記」或は「天曆御記」、後者は藤原実頼の「清慎公記」或は「水心記」。

(12) 子細頭弁に指示し了んぬ_{II}実資が、である。

(13) 上達部の饗西対の南の唐庇に在り_{II}こ、を「大日本古記録」「史料大成」ともに、「上達部卿へ卿相敷_{II}在西対南唐庇」「上達部卿へ相敷_{II}在西対南唐庇」と作っているが、ここは、後の「侍従の饗」「殿上人の饗」と並べて云ったものを、同音に依る錯誤表記で「上達部の卿」となったものか。

(14) 臨終罷り出づ_{II}「大日本古記録」は、「臨終」に(脱アルカ)と傍注する。前条の「亥の初」の「亥」の脱とみるべきか。「臨亥終(亥の終に臨んで)」

(15) 御薬の案内_{II}おんくすりのあない。三条天皇の御病状。「薬(くすり)」は「くすりの事」の意で、「病氣」を直接にいうのを避けた表現。「天皇御薬切切也」(太神宮諸雜事記)。

(16) 仍って権僧正(慶円)_{II}御修法已に行はる_{II}と。侍者興福寺の権別当扶公来り談じて云ふ_{II}この条を「大日本古記録」は、「仍以権僧正(慶円)_{II}御修法已被行侍者、興福寺権別当扶公来談云、(仍って権

僧正（慶円）、御修法已に行はれ侍る」といへり。興福寺権別当扶公来り談じて云ふ」と作るが、「仍以権僧正御修法已被行、侍者興福寺権別当扶公来談云」とある『史料大成』に従った。「御修法已に行はれ侍る」という文体は、和文体のものであって漢文脈にはそぐわないと思われる。なお『史料大成』の訓む「侍者」は、三条天皇に近侍し、前記の慶円等に加わって、御修法の事を行う者、の意か。

(17) 心誓扶公に謂ひて云ふ、『予の行啓に扈從せる、相府深く喜悅せらるると云々』三条天皇の病氣見舞に参内する道長の車に同車した侍者の扶公に向って、更に同車した心誓は、道長から得た好い心証を誇らしげに語るのか。

(18) 御読経の僧名を定め申され』三条天皇の御悩のために臨時の御読経を行う、それに招請する僧をきめるのである。

(19) 御邪氣の疑ひ有り』前述、十七日の条に、「已に瘧の病の如し」とあった。その上に物の怪が加わるのである。後の、二十一日の条に「内の御物忌」とあり、また右金吾の乳母の返事に、「今日も悩氣おはしまし、御邪氣相交るか」とある。

(20) 顕密の僧』顕教（けんぎょう）と密教（みつぎょう）の僧。顕教は顕（あら）わにわかりやすく説き示した教えをい、真言宗では釈尊の説いた教えをさす。密教は、大日如来を本尊とする真言秘密の教えをい、一般には、その教えが大菩薩でさえも知り尽くすことの出来ない深遠秘奥なものであるとする。

(21) 孔雀経の法』くじやくきょうのほう』孔雀経（仏母大孔雀明王経）や孔雀明王儀軌などにのっとり息災や祈雨などのために修せられる密教の修法。

(22) 尚書の昇進、次第に懇望すと云々』左大弁の藤原説孝（「尚書」は、弁官の唐名）が、昇進を懇望する、そのさまは、次から次へとあつて貪欲である、の意か。

(23) 資平の事皇太后宮に啓せしめんと欲す』資平が弁官を所望している

事について、道長の耳に届くように、道長に近い左宰相中将源経房（経房の母は師輔の女であることから、経房は道長とは従兄弟の間柄となり、撰関家への奉仕に努めて来た）を使って、皇太后宮藤原彰子に申し上げさせようというのである。

(24) 本尊称へ給ふべし』言葉に虚言はない、神かけて、という類の誓言のことばか。

(25) 申さしむる所なり』資平の弁官所望の事を彰子に啓せしめたのである、の意。

(26) 今日御当日なり』三条天皇御悩のための臨時の御読経の当日である。七月二十日の記事「頭弁同車参左相府、被定申御読経僧名、頭弁執筆」又、七月二十一日の記事「明日有驗僧等参入、同心合力、可奉加持」を参照。

(27) 大嘗会の事を行ふの上卿は便無かるべきか』神事の慶事に係わる上卿が仏事に係わるのは不都合ではないか、の意。御読経の僧名を下す、というのは、今の場合、二十日に道長の所で定めた御読経に招請する僧たちの名簿を上卿が実務担当の弁官に与えるということか。後に、「即ち僧名、斉信卿権左中弁経通に下す」とあり、また『御堂御記』には、「又定御修法・御読経等事、定御読経僧名、賜春宮大夫（藤原斉信）」（『御堂閔白記』長和元年八月二十二日の条）とある。

(28) 権僧正』七月十七日の記事に見える権僧正慶円である。

(29) 鴻計の事なり』「鴻計」は「烏計（おこ）」。大嘗会に係わる悠紀・主基の国は、その国を定め、実務に当たる郡司を龜卜によつてうらない定めている。これを改易するのは神意に悖ることであり、前例にも反している。右府顕光の言は愚者の言である。この顕光非難のことは同時に道長にも向けられたものであろう。左宰相中将・右宰相中将は夫々源経房・藤原兼隆である。

(30) 今日御当日』不断の大般若御読経の当日である。七月二十一日の記事に「亦自二十四日可被行不断大般若御読経」とあった。実際には一

昨二十二日と同じく法花經の読經が行われているが、これは大般若經も妙法蓮華經も共に大乘仏教の經典だからであろうか。

31) 今夜より、阿闍梨証空・念覺等を以つて、式部卿宮親王の修せしむる所と云々。こゝは二十二日の記事に「左府御修法今二壇許可被行之由、被定申也」とあつたのが実行に移されたものか。「御堂御記」に「從夕初御修法、二壇、証空・念覺等也」（長和元年七月二十四日の条）と見える。

32) 唐曆唐の歴史書（編年体）か。

33) これ何の祥ぞや。雄の雉の顯徳殿の前に飛びて集いたるは何の祥（しよう。きざし。前兆）であるか、の意。

34) 陳倉。ちんそう。秦代、今の陝西（せんせい）省宝鸡県の東。

35) 南陽。なんよう。今の河南省の地名。諸葛亮（しよかつりよう）の出身地。

36) 漢の光武雄を得、し而して四海を有つ。漢の光武は、雄雉を得たゆえに、徳を以つて治める王となり、南陽より出でて、よく天下を治め得たのである、の意。「有つ」は、「たもつ」。

37) 陛下は旧秦の王、し明徳を彰表する所以なり。陛下（太宗）は、旧秦より出でたる王、故に雄の雉が秦の地に見（あらわ）れたのは、陛下が明徳の王たることを顕彰する、その根拠がこゝにみえるわけである、の意か。

38) 先日甲乙の日を占ひ申すといへり。甲乙は、『大日本古記録』は、「甲己カ」としているが、「甲乙」とある『史料大成』に従う。

主上の御悩の發し給はざる日として、先日、安倍吉平は「甲乙の日（あれこれの日。あの日この日）を勘申したのである、の意。その「甲乙の日」の一日が、次の二十七日の条に見える「昨日（七月二十六日）」に相当している。

39) 事の由を奏聞する。『事の由』は、安倍吉平の御占の事。

40) 今朝左相国堅き御物忌。『依固物忌、自夜部渡堂、籠居』（『御堂

関白記』長和元年八月二十七日の条）。

41) 仍つて一時相違す。具注曆には、今年の日蝕の時間帯は、午の剋虧初め、未の剋末（本カ）に復す、とあつたのであろう。「日蝕、未剋正現」（『御堂関白記』長和元年八月一日の条）

42) 彼の日は臨時の奉幣の日なり。左中弁が持参した大祓使發遣の日時の勘文にある八月八日は、祈雨の為に設けられた臨時の奉幣の日に當っている、の意。

43) 十一日は考定政有るか。『考定・定考（こうじよう）』（『上皇（じようこう）』と音の通じるのを避けるため、「定考」と書いて転倒して読むのを慣例とする）平安時代、朝廷で毎年八月十一日に、六位以下の官吏の勤務成績によって加階昇任を定めたこと。また、その儀式。

44) 勘申して云ふ。安倍吉平が、である。

45) 奉幣儲けの日。八月八日の祈雨の為の臨時の奉幣の予備の日。こゝを、『大日本古記録』は、「家奉幣儲日」と作るが、「家奉幣儲日」と「家」を不審とする『史料大成』に従つて、仮にこれを除いてみた。

46) 式の如くば、上旬發遣すといへり。『式』は次の七日の条に見える「神祇式」。

47) 行事を延ばし。『行事』は、八月八日にすべき大祓使發遣の儀式。これを臨時の儀（祈雨奉幣の儀）の為、十一日に延期するのである。

48) 今年の下旬の大祓し重畳するに似るべきか。大嘗会関連の行事が冷泉上皇の崩御（この前年の寛弘八年（一〇一一）十月二十四日没）の為、去年、その執行が中途になつていたので、そのため今年執行する行事が去年のに重なることになつた。この件について道長の耳に入れておくよう、実資は朝經に内示するのである。

49) 其の文。八月下旬大祓の太政官符草案の文。

50) 更めて備後国並びに大神宮等を祓へしめんが為。こゝに、祓へする国として「備後国」が見えるのは不審。平安時代大嘗祭齋行表に

依って、醍醐天皇以降の悠紀国・主基国をみると、悠紀国は一貫して「近江国」となっており、主基国は、冷泉天皇の時の播磨国を除いて他はすべて、丹波国（十五回）と備中国（九回）とである。なお、三条天皇の時の主基国は丹波国ゆえ、こゝに「備後国」とあるのはやはり不審である。

51) 駅鈴は一口へ三剋へ「駅鈴（えきれい）」は、古代、駅使（えきし）に国家が給付した鈴。鈴には使者の位階によって定められた刻み目（割注の「三剋」（みつゝのきざみか）がこれに当たるか）がついており、それによって供給される駅馬の数が規定されていた。駅使はこの鈴を鳴らして旅行した。この駅使は、大祓の使に随行したものか。

52) 儀式にぎしき。貞観の「儀式」

53) 今夜中宮初めて上の直廬に渡ると云々へ「参大内・皇太后宮、中宮（妍子）初上々宿所、時亥」（『御堂関白記』長和九年八月七日の条）。

54) 印を用ふべしへ「可用印」。こゝを『史料大成』は、「可用官」と作り、「今按、用官下恐有誤脱」と注する。

55) 其の処分に随ふべきのみへこゝを『大日本古記録』は、「可随其処分了」と作るが、「可随其処分了」と作り、「今按、了恐耳歟」と注する『史料大成』に従った。

56) 右大弁（藤原朝経）来るに、右中弁（大江）景理等来るにへ朝経は左中弁よりの昇任、雅通は大江匡衡卒去に依る後任、景理は藤原重尹の後任である。

57) 安和の例へ安和二年（九六九）八月、円融天皇即位。翌天禄元年（九七〇）十一月大嘗会の例。

58) 寛和二年へ九八六年六月一条天皇即位。同年十一月大嘗会の例。

59) 寛平九年へ八九七年七月醍醐天皇即位。同年十一月大嘗会の例。

60) 仁和四年へ八八八年。前年の仁和三年八月宇多天皇即位。この年十一月大嘗会の例。

61) 尋ね勘へしむべきの由を仰すへ更に広く大嘗会の行事の弁についてである。

62) 然るべき事なりへ「但し左中弁経通へ悠紀へ案内を知らざるかといへり」というふうには伝聞したことを実質は是認するのである。

63) 御馬逗留の事へ甲斐国真衣野の牧から進貢する貢馬が東海道の途中で、その進貢の事を遅滞している、その事。

64) 駅家の国供給を遞送せずへ駅家（うまや。中央政府と地方諸国の連絡の為、諸道に三〇里（現在の四里）ごとに置かれた設備）を持つている国が、馬に与える秣（まぐさ）や水を宿継（しゆくつぎ）で送ることをサボタージュしている、の意。

65) 今日御馬左馬寮に牽かざるの解文へ御馬逗留の為に、である。

66) 驚きを奏すべきの由へ「驚き」は、大嘗会の悠紀・主基の行事が左右に係わりなく決められてゆくということについて、であるか。

67) 参議無しと雖も、主詞を以て定め申す事、何事か有らんやへ参議の参入が無くとも、主が議定のことばを以て（議定の結果を文章化するこゝなく）、定め申すことに何の支障があるうか、の意。「主」は、道長をさすか。

68) 件の仰せ詞彼是に告げ、文書等見下し了るにへ「件の仰せ詞」は、前条の「又三河国申す定め申さるべきなり」の道長の詞。「文書等」は、その前の条の「近江・阿波の国解並びに神祇官勘申の式文等」をさす。

69) 町満の田へ「史料大成」は「町満」を不審としている。

70) 国司一人其の事を専らにすべからずへ近江の国司一人でもって、其の事を専断すべきではない、の意。「其の事」とは、悠紀田に赴いて稲穂を抜き取ること（抜穂の儀）、また悠紀田に臨んで八神を祭る座を造るなどの事。「八神」は、天皇の身を守護するため、古くは八神殿に祭られた八柱の神のこと。神皇産霊（かみむすひ）・高皇産霊（たかみむすひ）などの八神（はっしん）をいう。

(71) 拔穂使数日経廻る事。近江の国に赴いた拔穂使は、稲実公（いなみのきみ）カ。拔穂使が抜き取った稲を九月下旬数千の籠に納め、これに木綿鬘をつけ、行列を仕立て、京都の北野の齋場に運び、こゝで白酒、黒酒をはじめ御贄を調備する。また歌男歌女（大極殿前庭童尾壇下に設けられた大嘗宮の内に悠紀の国司に率いられて参入し、悠紀の国風を奏した）の適格者を求めて近江の国内を時間をかけて巡回するのであるか。後の条の「経廻る煩ひ」の「経廻る」は、悠紀田に適わしい田を求めて巡回するのであるか。

(72) 彼の所。近江の国司が悠紀田として推挙する田。

(73) 仰せ下さるべきか。朝廷から近江の国に、である。

(74) 去年の汚穢に触るる物。「汚穢（をわい）」は、けがれ、よごれていること。冷泉上皇（六十二歳没）の崩御（この前年の寛弘八年（一〇一一）十月二十四日没）に因つてである。

(75) 此の一定。今回持たれているこの会議の決定。
(76) 後に云ふ。「彼是下官の申す所に同じ。俊賢卿また下官に同ず」とある、その直後に、実資は云うのである。

(77) 僉議に及ぶべからず。「僉議（せんぎ）」は、多人数で評議すること。衆議。僉議するまでもない。案件の趣旨は、式に依つて行われるべきに決つてゐる、の意。「式」は律令の施行細則。諸官庁の事務執行について細かく規定したものだ。

(78) 内文。ないぶん。ないもん。内印（天皇の御璽）を押した文書。うちぶみ。

(79) 今日の定め。今日の前。今日の大嘗会。今日の定め。近江国の拔穂使を停めんことを請ふの事、又阿波国の荒妙の御服・三河国の神服を重ねて織り進むべからずと申すの事、これらに係わる評議決定の事。

(80) 国解等の文。前述の近江・阿波の国解。

(81) 大祓。大祓使。後の「覧宮（らんぱこ）」は、「ごらんぱこ（御覧箱）」の略。宣旨などを納める箱。藤葛で編み、蓋のあるもの。

(82) 実国官符を進む。頭中将から下賜されていた大祓使の官符を外記の実国が大嘗会検校（けんぎょう）の実資に奉るのである。

(83) 信乃。信濃国司。

(84) 一日の除目。前述の長和元年、八月十一日の小除目。この日実資は除目の場に出ておらず、この日の「奇怪の事」を、道長から聞き書きしているのである。但し、この日の除目について、実資の問い遣った懐平の返報に依れば、「奇怪の事」に係わつた右府頭光もこの日は欠席をしてゐる。懐平の返報に錯誤があつたか。

(85) 兵部卿（藤原忠輔）云ふ、用意すべし。忠輔は、頭光からは甥に当たる、子の相任の任官の事を頭光に依頼してゐたか。

(86) 右宰相中将（藤原兼隆）を以つて云はしむる事有り。忠輔は、子の相任の任官の事について道長に近い兼隆に、道長への推薦方を依頼してゐたのである。

(87) 件の中納言を以つて、便ち（藤原）教通を奏任すべしと云々。忠輔は、自分が辞任する中納言の職を道長の子教通に、というのである。「奏任（そうにん）」とは、補任者を太政官が天皇に奏上して任命することをいう。

(88) 答へ了んぬ。道長は兼隆を通して忠輔に答えるのである。

(89) 責めて相争ふ由。こゝで実資への道長の言葉は地の文に移行してゐる。

(90) 頗る鬱々の気有り。実資は、道長の女威子が尚侍に任ずることに肯んじ難いものがあるか。

(91) 年の預り。年のあずかり。その年の諸事を担当する者。

(92) 次第に依り中宮の宮主為政を使はすべし。「次第」は序列の意で、この場合は、任官の序列をいうか。或は拔穂使は身分の下位の者を遣わしたか。「宮主（みやじ）」は、神祇官の卜部二〇人の中から補せられ、宮中の神事を司る者。天皇の神事を司る内の宮主、東宮の神事を司る東宮の宮主、中宮の神事を司る中宮の宮主などがあり、後には

齋院司にも置かれた。

- (93) 宮主次第に依るべからざるか、會議の決定を覆す道長の恣意的な判断を事實は否定するのである。
- (94) 其の趣き此の如し、「此の如し」は「大嘗会の事、彼の前例や如何」の書の内容を指している。
- (95) 若しこれ潔斎の甚しきか、「若し」は、軽く添えた語か。
- (96) 鬱々々ここのような自明の案件に係わることのうとうとしさである。
- (97) 次条の「亞將」は、左宰相中将経房。
- (97) 鬱し申す所なり、悠紀・主基の遙授の官の吉に就く（吉服を着る）べきや否やについて「諸人」（経房や教通・資平等）の意見が統一せず鬱々煩悶している所である、の意。次条の「執り申し」は、「諸人」の意見を、道長に申し上げる、の意。更に次条の「三品の亞將」は、左三位中将藤原教通。
- (98) 大嘗会の年御燈を奉らざるの事、齋王伊勢に参るの年の事と有り
- 「後の条に「件の記寛弘八年の曆に注す」とある通り、「御燈せざるの事」云々の事は、寛弘八年九月一日の記事に見える。
- (99) 四五年を経るもこれを奉らずと見ゆ、「この条の文意不審。」
- (1) 作物所二つともどころ。天皇家の家政機関の一つ。内裏の南西隅、進物所の西に在って、工作場と事務所の二棟に分かれる。天皇家の私的な需要に応じて内匠寮の雑工が、調度類の製造・彫刻・鍛冶などに従った。藏人の指揮下にあり、別当（これは多く藏人頭が兼ねた）預などの職員があった。
- (2) 前栽を掘り、「前栽（せんざい）」は、三日後に迫った重陽の節会の為の枇杷殿の庭前に植え込むための菊などの草木であるか。
- (3) 時に違ふべからざるに依り、指意し匿きか、時の権勢家である道長の命せに違ふことは出来ないゆえに、資平は己の思惑を通すことは難しかったのであろう、の意。「指意」は「旨意」（主旨・意図・考えなど）に同じ。「匿」は、指事。可の字を反対にして不可の意を示す。

かた（難）い。むずかしい。できない、の意。

- (4) 印鑑を三綱に預け、「印鑑（いんいづ）」は、公的な印と藏のかぎ。「三綱（さんごう）」は、寺院中の僧侶を統率し、寺務を司る三人の役僧。上座・寺主・都維那。
- (5) 後日史（直）是氏事の次いでに申して云ふ「今日九日の重陽の節会（これは、天皇は冷泉上皇の涼閣の為、儀式に出御なく、ために床に畳・敷物を敷いて着座する平座の形式で行われている。又、涼閣のなかでの行事ゆえ、内々に行われたため、見参を奏することもなく、着座する公卿も四人に過ぎなかった）の事を「後日」の聞き書きとして日記している。「小右記」は日並記（日次記）ではなかったことの証左となるうか。
- (6) 参内す「陣申文である。陣申文は、陣座で取り扱われた諸司や諸国・諸人からの申請文書を指すと同時に、それら进行处理する政務執行の一形式をいう。陣座に着いた上卿が弁官の準備した申文を検討して上奏の要否を判断して、そのまま宣下して差し支えないものは大弁に加筆させて官符を作成、処理しきれない案件は陣定に付されたものと思われる。後の条に、その左大弁が既に内に祇候しているのに、右大弁の朝経が参内したのは、吉日に依る初候かである。朝経は、八月十一日の除目で右大弁に任官し、今日は吉日に当たつてのその初出勤である（長和元年八月十二日の条を参照）。
- (7) 奏し了らば必ず黄昏に臨まんか、太政官奏を執り行っていると時間が経過して夕刻になるのは必至であろう。それでは、朝経が右大弁任官の為の輩下への供応の時間がとれなくなる。ゆえに太政官奏は後日に延期しよう、の意。朝経は、関白兼通の孫。右大弁の後、藏人頭を経て、長和四年（一〇一五）参議。正三位権中納言まで進み、道長の没（万寿四年（一〇二七）十二月）後二年後の長元二年（一〇二九）に薨去。
- 「御堂御記」によく登場するが、有能な官吏であると共に、道長に私

的にも接近している。右に見えるような朝経に対する道長の私的ともみえる配慮は、そういう両者のプライベートな親近感が背景にあったか。それにしても「饌を賜ふ」の「賜ふ」は、右大弁に対する敬意表現としては重すぎないか。

(8) ト申の事を問ふに「ト申（ばくせん）」は、占（伊勢使の出立の日時などを占したのか）を記した紙をはさんである（後の条に、これを道長が「開きて見給ふ」とある）くしで、杖などより短かいものか。

(9) 今日左府に覽じ了ぬ後の十一日の条に、「外記実国吉服を着てト申を左府に持参す。而るを相府服を着乍ら開きて見給ふ」とある。服衣（ぶくえ。喪服）を着たまゝ、のト申の被見は、然らざる例であり、涼闇の喪に服する時のみに許されることである。けれども、その被見の所作を道長は誤っている。

(10) 明日早に参るべきの由を仰せしむ明日の伊勢使の事を行う為に、である。

(11) 主基の行事所に参るの間正遠が丹波掾（たんばのじょう。じょうは三等官）に任じられた丹波国は主基国である。前条の「任料（にんりょう）」は、官職や荘官職などに任じられた時に、官や領家に納入する金銭。買官の料。

(12) 馬より引き落しまさに籠めんとす。右府（藤原顕光）調凌の由申し送るにこ、を『大日本古記録』は、「引落自馬將籠右府、調凌之由申送」と作るが、「引落自馬將籠、右府調凌之由申送」と訓む『史料大成』に従った。顕光の正遠を調凌（ちよりりょう。嘲り、からかい、侮る、の意）の事実は、その場を目撃した者が、実資の所に知らせて寄こしたのであろう。

(13) 行事の家司主基の行事の家司。

(14) 伴正遠召し籠めらるは、彼未だ任料を弁じ了らざるに依るなりとこ、を『大日本古記録』は、「伴正遠被召籠後、依未弁了任料也」と

作るが、「伴正遠被召籠、彼依未弁了任料也」とある『史料大成』に従った。

(15) 但し正遠愁へ申す所有るは正遠の訴えは、丹波掾の任料を納めようとしていたところを、任料未済として有賢に訴えられた、その無実の訴えに対する名誉毀損の如きものを申し出たのであるか。

(16) 在りと在る人々の裳如泥にこ、の「人々」は、『大日本古記録』「史料大成」ともに「在在人々」とある。これを「ところどころの人々」と訓んで、「国を挙げて此の営み有る」（前条）近江国の国民（くにたみ）と取ることも出来るが、今は「在りと在る人々」と訓んで、左相府の供の卿相の人々とみる。「如泥（じよでい）」は、ぐちゃぐちゃになる、の意。

(17) 若し戒を受くるに依り或いは比叡明神のお叱りを受けるが故に、の意。

(18) 今日見て送らるるなり道長が、自分の命に依って公任の抄出した大嘗会の事の記録を検分した上で、大嘗会の検校である実資の所に移送して来たのである。「るる」は、道長に対する実資の敬意表現。

後記

本稿は、古日記輪読会の成果の第五編の（二）の続稿に当たるもので、『小右記』の長和元年（一〇二二）七・八・九月、それは記者小野宮右大臣藤原実資の五十六歳の秋に相当する、その三箇月の間の日記の訓読である。

前稿の長和元年六月の初めに始まって、その月一杯に頻出していた道長の病悩の記事は、七月に入っては五・八・十三日などに

「邪氣を調伏の声」を聞くという程の散見記事となり、八・九月になるとその記事も殆んど無くなって来る。前稿にあった、その道長の病を喜悅の卿相五人の中、実資は最も凶悪と云われた風評（六月二十・二十九日の条）に対して、道長本人は肯んじてはいない（七月二十一日の条）。実資の去就について道長の判断は大方に於いて適正であったようである。

道長病悩の散見記事と並んで、或いはそれと入れ替るようにして、今度は三条天皇の悩御の事が七月から八月にかけてかなりの頻度で記されて来る。その御病悩は、道長の場合と同じく、瘡の病のようでありまた御邪氣の疑ひもあり、甚だ悩み苦しませ給ひ、御膳一切聞こしめさずとある（七月十七・二十・二十一日、八月十四日の条）。

ただ、その天皇の御病悩の御加持に参会する卿相は早々に退出し、また、父帝の御見舞に参内した敦親親王の内よりの退出に際して祇候する者は、道綱・隆家・通任、その他には僅かに祇候の君達の侍臣や侍のみという、皆、道長の権勢に阿るばかりという嘆かわしい状況がそこにはあった（七月二十四・八月七日の条）。「君弱く臣強きの間、朝威無きに似る。歎息々々」と実資はこの事態を慨嘆している（八月七日の条）。

なお本稿は、『紀要・第三十四号』に発表の『小右記訓読稿第

五編（二）——長和元年五・六月の二箇月間の日記の訓読——に継続するものである。前稿同様、大方の御批正をお願いする次第である。

（二〇〇〇・十一・三十）